

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第77号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会設置条例（平成27年条例第48号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合建設等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について調査審議し、諮問に応ずる。

- (1) 廃棄物処理施設の建設および改良ならびにその関連施設の技術的事項に関すること
- (2) その他必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門

委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは解嘱されるものとする。

(部会)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員でないものを会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、施設部建設企画課において処理する。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、公布の日より施行する。